

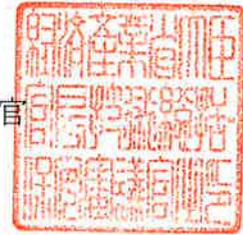
# 経済産業省

20230310保局第2号

火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第2号に規定する定期事業者検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等についての一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和5年3月20日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第2号に規定する定期事業者検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等についての一部を改正する規程

火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第2号に規定する定期事業者検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について（20170323商局第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

## 附 則

この規程は、令和5年3月20日から施行する。

(別紙)

火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第2号に規定する定期事業者検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について(20170323 商局第3号)の一部を改正する規程  
新旧対照表

〔改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。〕

改正後	改正前
<p>経済産業省大臣官房<u>技術総括・保安審議官</u></p> <p>火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第2号に規定する<u>定期自主検査</u>の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について</p> <p>火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第2号に規定する<u>定期自主検査</u>の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について、別紙のとおり定める。</p>	<p>経済産業省大臣官房<u>商務流通保安審議官 住田 孝之</u></p> <p>火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第2号に規定する<u>定期事業者検査</u>の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について</p> <p>火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第2号に規定する<u>定期事業者検査</u>の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について、別紙のとおり定める。</p>
<p style="text-align: right;">別紙</p> <p>火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第2号に規定する<u>定期自主検査</u>の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について</p> <p>1. 審査基準</p> <p>電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。)第94条の2第2項第2号の規定による承認は次に定めるところにより行う。</p>	<p style="text-align: right;">別紙</p> <p>火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第2号に規定する<u>定期事業者検査</u>の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について</p> <p>1. 審査基準</p> <p>電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。)第94条の2第2項第2号の規定による承認は次に定めるところにより行う</p>

改正後	改正前
<p>(1) ボイラー、独立過熱器及び蒸気貯蔵器（以下「ボイラー等」という。）並びに蒸気タービン</p> <p>① ボイラー等又は蒸気タービンが次のイ～ハの条件を満たす場合は1月を、蒸気タービン（複数のボイラーで稼働するものを除く。）が次のイ～ホの条件を満たす場合は3月を限度として、<u>定期自主検査</u>の時期の延長を承認することができる。ただし、当該承認により定められた時期をさらに延長することはできない。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 前回の<u>定期自主検査</u>の結果、ボイラー等又は蒸気タービンに特に支障が認められていないこと、若しくは前回の<u>定期自主検査</u>において異常が認められた箇所及び異常が発生するおそれがあるとされた箇所について、適切な措置が行われていること。</p> <p>ハ 前回の<u>定期自主検査</u>の終了後、ボイラー等又は蒸気タービンに事故又は故障が発生した場合は、事故又は故障が発生した部位に恒久的な事故及び故障の防止対策が施されており、かつ、類似の部位に適切な事故及び故障の防止措置が行われていること。</p> <p>ニ 前回の<u>定期自主検査</u>の終了後、45月以上経過した日までの間において、軸受振動による警報発信（昇速中のものを除く。）がないこと。</p> <p>ホ 前回の<u>定期自主検査</u>の終了後、45月以上経過した日以降においてロックアウトによる非常调速装置その他の非常停止装置の作動試験がされており、当該装置の健全性が確認されていること。</p> <p>② ボイラー等が次の条件をいずれも満たす場合は24月を限度として、<u>定期自主検査</u>（初回の<u>定期自主検査</u>を除く。）の時期の延長を承認することができる。ただし、(1)の③に係る場合を除き、前回の<u>定期自主検査</u></p>	<p>(1) ボイラー、独立過熱器及び蒸気貯蔵器（以下「ボイラー等」という。）並びに蒸気タービン</p> <p>① ボイラー等又は蒸気タービンが次のイ～ハの条件を満たす場合は1月を、蒸気タービン（複数のボイラーで稼働するものを除く。）が次のイ～ホの条件を満たす場合は3月を限度として、<u>定期事業者検査</u>の時期の延長を承認することができる。ただし、当該承認により定められた時期をさらに延長することはできない。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 前回の<u>定期事業者検査</u>の結果、ボイラー等又は蒸気タービンに特に支障が認められていないこと、若しくは前回の<u>定期事業者検査</u>において異常が認められた箇所及び異常が発生するおそれがあるとされた箇所について、適切な措置が行われていること。</p> <p>ハ 前回の<u>定期事業者検査</u>の終了後、ボイラー等又は蒸気タービンに事故又は故障が発生した場合は、事故又は故障が発生した部位に恒久的な事故及び故障の防止対策が施されており、かつ、類似の部位に適切な事故及び故障の防止措置が行われていること。</p> <p>ニ 前回の<u>定期事業者検査</u>の終了後、45月以上経過した日までの間において、軸受振動による警報発信（昇速中のものを除く。）がないこと。</p> <p>ホ 前回の<u>定期事業者検査</u>の終了後、45月以上経過した日以降においてロックアウトによる非常调速装置その他の非常停止装置の作動試験がされており、当該装置の健全性が確認されていること。</p> <p>② ボイラー等が次の条件をいずれも満たす場合は24月を限度として、<u>定期事業者検査</u>（初回の<u>定期事業者検査</u>を除く。）の時期の延長を承認することができる。ただし、(1)の③に係る場合を除き、前回の<u>定期事業</u></p>

改正後	改正前
<p>の時期から最大48月よりさらに延長することはできない。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 累積運転時間が10万時間を超え、若しくは<u>定期自主検査</u>の時期を延長することによって10万時間を超えるボイラー等にあつては、別紙3の指針に基づき主要部位の余寿命診断が適切に実施され、その結果算定された評価余寿命に達する時期に<u>定期自主検査</u>を延長しようとする時期が達していないこと。</p> <p>ホ (略)</p> <p>③ (1)の①の条件により<u>定期自主検査</u>の時期の延長の承認を受けようとする蒸気タービン(1月を限度として延長するものに限る。)に蒸気を供給するボイラー等であつて、(1)の②の規定により<u>定期自主検査</u>の時期の延長の承認を受けたものにあつては、当該承認により定められた時期までに(1)の②の条件の適合性を再度評価し、(1)の②の条件を満たす場合に限り、当該蒸気タービンの<u>定期自主検査</u>の時期の延長の承認により定められた時期を限度として、<u>定期自主検査</u>の時期の延長を承認することができる。</p> <p>④ (1)の①及び(1)の②のただし書きにかかわらず、ボイラー等にあつては、前回の<u>定期自主検査</u>以降の負荷運転の時間(以下「運転時間」という。)が4,000時間又は負荷運転とした回数(以下「起動回数」という。)が120回(低サイクル疲労対策を実施しているものにあつては240回)になると見込まれるいずれか早い時期を限度として、<u>定期自主検査</u>の時期の延長を承認することができる。ただし、一回の承認による延長期間の限度は、最大2年とする。</p> <p>⑤ (1)の①のただし書きにかかわらず、蒸気タービンにあつては運転時間が8,000時間又は起動回数が240回(低サイクル疲労対策を実施</p>	<p><u>者検査</u>の時期から最大48月よりさらに延長することはできない。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 累積運転時間が10万時間を超え、若しくは<u>定期事業者検査</u>の時期を延長することによって10万時間を超えるボイラー等にあつては、別紙3の指針に基づき主要部位の余寿命診断が適切に実施され、その結果算定された評価余寿命に達する時期に<u>定期事業者検査</u>を延長しようとする時期が達していないこと。</p> <p>ホ (略)</p> <p>③ (1)の①の条件により<u>定期事業者検査</u>の時期の延長の承認を受けようとする蒸気タービン(1月を限度として延長するものに限る。)に蒸気を供給するボイラー等であつて、(1)の②の規定により<u>定期事業者検査</u>の時期の延長の承認を受けたものにあつては、当該承認により定められた時期までに(1)の②の条件の適合性を再度評価し、(1)の②の条件を満たす場合に限り、当該蒸気タービンの<u>定期事業者検査</u>の時期の延長の承認により定められた時期を限度として、<u>定期事業者検査</u>の時期の延長を承認することができる。</p> <p>④ (1)の①及び(1)の②のただし書きにかかわらず、ボイラー等にあつては、前回の<u>定期事業者検査</u>以降の負荷運転の時間(以下「運転時間」という。)が4,000時間又は負荷運転とした回数(以下「起動回数」という。)が120回(低サイクル疲労対策を実施しているものにあつては240回)になると見込まれるいずれか早い時期を限度として、<u>定期事業者検査</u>の時期の延長を承認することができる。ただし、一回の承認による延長期間の限度は、最大2年とする。</p> <p>⑤ (1)の①のただし書きにかかわらず、蒸気タービンにあつては運転時間が8,000時間又は起動回数が240回(低サイクル疲労対策を実施</p>

改正後	改正前
<p>しているものにあつては480回)になると見込まれるいずれか早い時期を限度として、<u>定期自主検査</u>の時期の延長を承認することができる。ただし、一回の承認による延長期間の限度は、最大4年とする。</p> <p>(2) ガスタービン(出力1万キロワット未満のガスタービン(以下「小型ガスタービン」という。))及び炉頂圧ガスタービンを除く。以下本項において同じ。)</p> <p>① 次の条件を満たす場合は1月を限度として、<u>定期自主検査</u>の時期の延長を承認することができる。ただし、当該承認により定められた時期をさらに延長することはできない。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 前回の<u>定期自主検査</u>の結果、ガスタービンに特に支障が認められていないこと、若しくは異常が認められた箇所及び異常が発生するおそれがあるとされた箇所について、適正な措置が行われていること。</p> <p>ハ 前回の<u>定期自主検査</u>以降、ガスタービンに事故又は故障が発生した場合は、当該設備の事故又は故障が発生した部位に恒久的な事故及び故障の防止対策が施されており、かつ、当該設備の類似の部位に適切な事故及び故障の防止対策が施されていること。</p> <p>② (2)の①のただし書きにかかわらず、前回の<u>定期自主検査</u>以降において運転時間が4,000時間又は起動回数が120回(低サイクル疲労対策を実施しているものにあつては240回)になると見込まれるいずれか早い時期を限度として、<u>定期自主検査</u>の時期の延長を承認することができる。ただし、一回の承認による延長期間の限度は、最大2年とする。</p> <p>(3) 小型ガスタービン(炉頂圧ガスタービンを除く。以下本項において同じ。)</p> <p>イ 年間運転時間を6,000時間超とし、かつ、分解点検までの運転時</p>	<p>しているものにあつては480回)になると見込まれるいずれか早い時期を限度として、<u>定期事業者検査</u>の時期の延長を承認することができる。ただし、一回の承認による延長期間の限度は、最大4年とする。</p> <p>(2) ガスタービン(出力1万キロワット未満のガスタービン(以下「小型ガスタービン」という。))及び炉頂圧ガスタービンを除く。以下本項において同じ。)</p> <p>① 次の条件を満たす場合は1月を限度として、<u>定期事業者検査</u>の時期の延長を承認することができる。ただし、当該承認により定められた時期をさらに延長することはできない。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 前回の<u>定期事業者検査</u>の結果、ガスタービンに特に支障が認められていないこと、若しくは異常が認められた箇所及び異常が発生するおそれがあるとされた箇所について、適正な措置が行われていること。</p> <p>ハ 前回の<u>定期事業者検査</u>以降、ガスタービンに事故又は故障が発生した場合は、当該設備の事故又は故障が発生した部位に恒久的な事故及び故障の防止対策が施されており、かつ、当該設備の類似の部位に適切な事故及び故障の防止対策が施されていること。</p> <p>② (2)の①のただし書きにかかわらず、前回の<u>定期事業者検査</u>以降において運転時間が4,000時間又は起動回数が120回(低サイクル疲労対策を実施しているものにあつては240回)になると見込まれるいずれか早い時期を限度として、<u>定期事業者検査</u>の時期の延長を承認することができる。ただし、一回の承認による延長期間の限度は、最大2年とする。</p> <p>(3) 小型ガスタービン(炉頂圧ガスタービンを除く。以下本項において同じ。)</p> <p>イ 年間運転時間を6,000時間超とし、かつ、分解点検までの運転時</p>

改正後	改正前
<p>間を30,000時間以上として設計、製作されているものであって、前回の<u>定期自主検査</u>以降の年間運転時間が2,000時間以下のものにあつては、前回の<u>定期自主検査</u>以降における運転時間が6,000時間若しくは起動回数が1,000回に、又は<u>定期自主検査</u>の延長後の年間運転時間が2,000時間になると見込まれるいずれか早い時期。</p> <p>ロ 年間運転時間を6,000時間以下とし、かつ、分解点検までの運転時間を30,000時間以上として設計、製作されているものであって、前回の<u>定期自主検査</u>以降の年間運転時間が1,500時間以下のものにあつては、前回の<u>定期自主検査</u>以降における運転時間が6,000時間若しくは起動回数が1,000回に、又は<u>定期自主検査</u>の延長後の年間運転時間が1,500時間になると見込まれるいずれか早い時期。</p> <p>ハ 年間運転時間を500時間を超え2,000時間以下とし、かつ、分解点検までの運転時間を8,000時間以上として設計、製作されているものであって、前回の<u>定期自主検査</u>以降の年間運転時間が500時間以下のものにあつては、前回の<u>定期自主検査</u>以降の起動回数が1,000回に、又は<u>定期自主検査</u>の延長後の年間運転時間が500時間になると見込まれるいずれか早い時期。</p> <p>ニ 年間運転時間を500時間以下とし、かつ、分解点検までの運転時間を8,000時間以上として設計、製作されているものであって、前回の<u>定期自主検査</u>以降の年間運転時間が150時間以下のものにあつては、前回の<u>定期自主検査</u>以降の起動回数が1,000回に、又は<u>定期自主検査</u>の延長後の年間運転時間が150時間になると見込まれる時期。</p>	<p>間を30,000時間以上として設計、製作されているものであって、前回の<u>定期事業者検査</u>以降の年間運転時間が2,000時間以下のものにあつては、前回の<u>定期事業者検査</u>以降における運転時間が6,000時間若しくは起動回数が1,000回に、又は<u>定期事業者検査</u>の延長後の年間運転時間が2,000時間になると見込まれるいずれか早い時期。</p> <p>ロ 年間運転時間を6,000時間以下とし、かつ、分解点検までの運転時間を30,000時間以上として設計、製作されているものであって、前回の<u>定期事業者検査</u>以降の年間運転時間が1,500時間以下のものにあつては、前回の<u>定期事業者検査</u>以降における運転時間が6,000時間若しくは起動回数が1,000回に、又は<u>定期事業者検査</u>の延長後の年間運転時間が1,500時間になると見込まれるいずれか早い時期。</p> <p>ハ 年間運転時間を500時間を超え2,000時間以下とし、かつ、分解点検までの運転時間を8,000時間以上として設計、製作されているものであって、前回の<u>定期事業者検査</u>以降の年間運転時間が500時間以下のものにあつては、前回の<u>定期事業者検査</u>以降の起動回数が1,000回に、又は<u>定期事業者検査</u>の延長後の年間運転時間が500時間になると見込まれるいずれか早い時期。</p> <p>ニ 年間運転時間を500時間以下とし、かつ、分解点検までの運転時間を8,000時間以上として設計、製作されているものであって、前回の<u>定期事業者検査</u>以降の年間運転時間が150時間以下のものにあつては、前回の<u>定期事業者検査</u>以降の起動回数が1,000回に、又は<u>定期事業者検査</u>の延長後の年間運転時間が150時間になると見込まれる時期。</p>

改正後	改正前
<p>ホ 年間運転時間を100時間以下とし、かつ、分解点検までの運転時間を500時間以上として設計、製作されているものであって、前回の<u>定期自主検査</u>以降の年間運転時間が100時間以下のものにあつては、前回の<u>定期自主検査</u>以降の起動回数が1,000回に、又は<u>定期自主検査</u>の延長後の年間運転時間が100時間になると見込まれる時期。</p> <p>(4) 炉頂圧ガスタービン</p> <p>① (略)</p> <p>イ (2)の①のイからハまでの条件を満たす場合は1月を限度として、<u>定期自主検査</u>の時期の延長を承認することができる。ただし、当該承認により定められた時期を更に延長することはできない。</p> <p>ロ 上記①のイのただし書きにかかわらず、前回の<u>定期自主検査</u>以降の運転時間が15,000時間になると見込まれる時期又は前回の<u>定期自主検査</u>後3年を経過する時期のいずれか早い時期を限度として、<u>定期自主検査</u>の時期の延長を承認することができる。</p> <p>② (略)</p> <p>(2)の①のイからハまでの条件を満たす場合は、前回の<u>定期自主検査</u>以降4年を限度として、<u>定期自主検査</u>の時期の延長を承認することができる。ただし、当該承認により定められた時期を更に延長することはできない。</p> <p>(5) 液化ガス設備</p> <p>① 他の液化ガス設備における事故及び故障の状況を踏まえ、同種の事故及び故障の防止について適切な処置がなされている場合は1月を限度として、<u>定期自主検査</u>の時期の延長を承認することができる。ただし、当該承認により定められた時期をさらに延長することはできない。</p> <p>② (5)の①のただし書きにかかわらず、前回の<u>定期自主検査</u>以降にお</p>	<p>ホ 年間運転時間を100時間以下とし、かつ、分解点検までの運転時間を500時間以上として設計、製作されているものであって、前回の<u>定期事業者検査</u>以降の年間運転時間が100時間以下のものにあつては、前回の<u>定期事業者検査</u>以降の起動回数が1,000回に、又は<u>定期事業者検査</u>の延長後の年間運転時間が100時間になると見込まれる時期。</p> <p>(4) 炉頂圧ガスタービン</p> <p>① (略)</p> <p>イ (2)の①のイからハまでの条件を満たす場合は1月を限度として、<u>定期事業者検査</u>の時期の延長を承認することができる。ただし、当該承認により定められた時期を更に延長することはできない。</p> <p>ロ 上記①のイのただし書きにかかわらず、前回の<u>定期事業者検査</u>以降の運転時間が15,000時間になると見込まれる時期又は前回の<u>定期事業者検査</u>後3年を経過する時期のいずれか早い時期を限度として、<u>定期事業者検査</u>の時期の延長を承認することができる。</p> <p>② (略)</p> <p>(2)の①のイからハまでの条件を満たす場合は、前回の<u>定期事業者検査</u>以降4年を限度として、<u>定期事業者検査</u>の時期の延長を承認することができる。ただし、当該承認により定められた時期を更に延長することはできない。</p> <p>(5) 液化ガス設備</p> <p>① 他の液化ガス設備における事故及び故障の状況を踏まえ、同種の事故及び故障の防止について適切な処置がなされている場合は1月を限度として、<u>定期事業者検査</u>の時期の延長を承認することができる。ただし、当該承認により定められた時期をさらに延長することはできない。</p> <p>② (5)の①のただし書きにかかわらず、前回の<u>定期事業者検査</u>以降にお</p>

改正後	改正前
<p>る運転時間が4,000時間又は起動回数が120回になると見込まれるいずれか早い時期を限度として、<u>定期自主検査</u>の時期の延長を承認することができる。ただし、一回の承認による延長期間の限度は、最大2年とする。</p> <p>(6) ガス化炉設備</p> <p>次の条件を満たす場合は1月を限度として、<u>定期自主検査</u>の時期の延長を承認することができる。ただし、当該承認により定められた時期をさらに延長することはできない。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 前回の<u>定期自主検査</u>の結果、ガス化炉設備に特に支障が認められていないこと、若しくは前回の<u>定期自主検査</u>において異常が認められた箇所及び異常が発生するおそれがあるとされた箇所について、適切な措置が行われていること。</p> <p>ハ 前回の<u>定期自主検査</u>以降、当該ガス化炉設備に事故又は故障が発生した場合は、当該設備の事故又は故障が発生した部位に恒久的な事故及び故障の防止対策が施されており、かつ、当該設備の類似の部位に適切な事故及び故障の防止対策が施されていること。</p> <p>(7) 休止予定の火力設備</p> <p>(1)～(6)のただし書きにかかわらず、対象とする火力設備の使用を休止する場合において、その休止しようとする期間が今回<u>定期自主検査</u>を行うべき時期を経過した後<del>に</del>わたる期間であって、当該設備における保全・管理の方法に関することを定めているもの<del>にあつては</del>、4年を限度として、<u>定期自主検査</u>の時期の延長を承認することができる。</p> <p>なお、当該承認により定められた時期より早期に当該設備を再び使用しようとする場合は、当該承認により定められた時期に至っていなくても<u>定期自</u></p>	<p>ける運転時間が4,000時間又は起動回数が120回になると見込まれるいずれか早い時期を限度として、<u>定期事業者検査</u>の時期の延長を承認することができる。ただし、一回の承認による延長期間の限度は、最大2年とする。</p> <p>(6) ガス化炉設備</p> <p>次の条件を満たす場合は1月を限度として、<u>定期事業者検査</u>の時期の延長を承認することができる。ただし、当該承認により定められた時期をさらに延長することはできない。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 前回の<u>定期事業者検査</u>の結果、ガス化炉設備に特に支障が認められていないこと、若しくは前回の<u>定期事業者検査</u>において異常が認められた箇所及び異常が発生するおそれがあるとされた箇所について、適切な措置が行われていること。</p> <p>ハ 前回の<u>定期事業者検査</u>以降、当該ガス化炉設備に事故又は故障が発生した場合は、当該設備の事故又は故障が発生した部位に恒久的な事故及び故障の防止対策が施されており、かつ、当該設備の類似の部位に適切な事故及び故障の防止対策が施されていること。</p> <p>(7) 休止予定の火力設備</p> <p>(1)～(6)のただし書きにかかわらず、対象とする火力設備の使用を休止する場合において、その休止しようとする期間が今回<u>定期事業者検査</u>を行うべき時期を経過した後<del>に</del>わたる期間であって、当該設備における保全・管理の方法に関することを定めているもの<del>にあつては</del>、4年を限度として、<u>定期事業者検査</u>の時期の延長を承認することができる。</p> <p>なお、当該承認により定められた時期より早期に当該設備を再び使用しようとする場合は、当該承認により定められた時期に至っていなくても<u>定期事</u></p>

改正後	改正前
<p><u>主検査</u>を行うこととする。</p> <p>(8) その他</p> <p>(1)～(7)の規定にかかわらず、電気事業法第55条第6項において準用する同法第51条第7項の規定に基づく評定において、規則第94条の5第1項第1号に規定する<u>定期自主検査</u>の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施していると評定された組織であつて、規則第94条の2第2項第1号の規定に基づき<u>定期自主検査</u>の実施時期を定めたボイラー等については、別に定める審査基準で規定した条件を満たす場合は24月を限度として、<u>定期自主検査</u>の時期の延長を承認することができる。</p> <p>(9) <u>定期自主検査</u>の延長に際し、火力設備の設置者が行う設備点検について</p> <p>(1)～(6)及び(8)において、延長の程度を考慮した点検が適切に行われていないものでないものと認められない場合は、<u>定期自主検査</u>の時期の延長を承認することはできない。</p> <p>2. 申請方法等</p> <p><u>定期自主検査</u>の時期の延長に係る承認を受けようとする事業者は、申請書及び使用の状況を記載した書類を当該対象火力設備の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に<u>定期自主検査</u>を行う1か月前までに提出することが望ましい。</p> <p>(略)</p> <p>様式1</p> <p>「時期変更承認の基準に合致することを示す資料」 (ボイラー等、蒸気タービン、液化ガス設備又はガス化炉設備)</p>	<p><u>業者検査</u>を行うこととする。</p> <p>(8) その他</p> <p>(1)～(7)の規定にかかわらず、電気事業法第55条第6項において準用する同法第51条第7項の規定に基づく評定において、規則第94条の5第1項第1号に規定する<u>定期事業者検査</u>の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施していると評定された組織であつて、規則第94条の2第2項第1号の規定に基づき<u>定期事業者検査</u>の実施時期を定めたボイラー等については、別に定める審査基準で規定した条件を満たす場合は24月を限度として、<u>定期事業者検査</u>の時期の延長を承認することができる。</p> <p>(9) <u>定期事業者検査</u>の延長に際し、火力設備の設置者が行う設備点検について</p> <p>(1)～(6)及び(8)において、延長の程度を考慮した点検が適切に行われていないものでないものと認められない場合は、<u>定期事業者検査</u>の時期の延長を承認することはできない。</p> <p>2. 申請方法等</p> <p><u>定期事業者検査</u>の時期の延長に係る承認を受けようとする事業者は、申請書及び使用の状況を記載した書類を当該対象火力設備の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に<u>定期事業者検査</u>を行う1か月前までに提出することが望ましい。</p> <p>(略)</p> <p>様式1</p> <p>「時期変更承認の基準に合致することを示す資料」 (ボイラー等、蒸気タービン、液化ガス設備又はガス化炉設備)</p>

改正後	改正前
<p>1. 運転時間</p> <p>(1) 前回定期自主検査終了時( 年 月 日)までの累積運転時間 (略)</p> <p>(2) 前回定期自主検査終了時から申請時( 年 月 日現在)までの運転時間 (略)</p> <p>(3) 前回定期自主検査終了時から次回定期自主検査開始時( 年 月 日)までの想定運転時間 (略)</p> <p>2. 起動回数</p> <p>(1) 前回定期自主検査終了時( 年 月 日)までの累積起動回数 (略)</p> <p>(2) 前回定期自主検査終了時から申請時( 年 月 日現在)までの起動回数 (略)</p> <p>(3) 前回定期自主検査終了時から次回定期自主検査開始時( 年 月 日)までの想定起動回数 (略)</p> <p>3. 前回定期自主検査以降の運転保守状況(※1)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前回定期自主検査時の補修の結果 主な補修内容を記載すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>様式2</p> <p>「時期変更承認の基準に合致することを示す資料」 (ボイラー等)</p>	<p>1. 運転時間</p> <p>(1) 前回定期事業者検査終了時( 年 月 日)までの累積運転時間 (略)</p> <p>(2) 前回定期事業者検査終了時から申請時( 年 月 日現在)までの運転時間 (略)</p> <p>(3) 前回定期事業者検査終了時から次回定期事業者検査開始時( 年 月 日)までの想定運転時間 (略)</p> <p>2. 起動回数</p> <p>(1) 前回定期事業者検査終了時( 年 月 日)までの累積起動回数 (略)</p> <p>(2) 前回定期事業者検査終了時から申請時( 年 月 日現在)までの起動回数 (略)</p> <p>(3) 前回定期事業者検査終了時から次回定期事業者検査開始時( 年 月 日)までの想定起動回数 (略)</p> <p>3. 前回定期事業者検査以降の運転保守状況(※1)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前回定期事業者検査時の補修の結果 主な補修内容を記載すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>様式2</p> <p>「時期変更承認の基準に合致することを示す資料」 (ボイラー等)</p>

改正後	改正前
<p>2. 運転時間</p> <p>(1) 前回定期自主検査終了時( 年 月 日)までの累積運転時間 (略)</p> <p>(2) 前回定期自主検査終了時から申請時( 年 月 日現在)までの運転時間 (略)</p> <p>(3) 前回定期自主検査終了時から次回定期自主検査開始時( 年 月 日)までの想定運転時間 (略)</p> <p>3. 起動回数</p> <p>(1) 前回定期自主検査終了時( 年 月 日)までの累積起動回数 (略)</p> <p>(2) 前回定期自主検査終了時から申請時( 年 月 日現在)までの起動回数 (略)</p> <p>(3) 前回定期自主検査終了時から次回定期自主検査開始時( 年 月 日)までの想定起動回数 (略)</p> <p>4. 前回定期自主検査以降の運転保守状況(※1)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前回定期自主検査時の補修の結果 主な補修内容を記載すること。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>2. 運転時間</p> <p>(1) 前回定期事業者検査終了時( 年 月 日)までの累積運転時間 (略)</p> <p>(2) 前回定期事業者検査終了時から申請時( 年 月 日現在)までの運転時間 (略)</p> <p>(3) 前回定期事業者検査終了時から次回定期事業者検査開始時( 年 月 日)までの想定運転時間 (略)</p> <p>3. 起動回数</p> <p>(1) 前回定期事業者検査終了時( 年 月 日)までの累積起動回数 (略)</p> <p>(2) 前回定期事業者検査終了時から申請時( 年 月 日現在)までの起動回数 (略)</p> <p>(3) 前回定期事業者検査終了時から次回定期事業者検査開始時( 年 月 日)までの想定起動回数 (略)</p> <p>4. 前回定期事業者検査以降の運転保守状況(※1)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前回定期事業者検査時の補修の結果 主な補修内容を記載すること。</p> <p>(4) (略)</p>
<p>様式3</p> <p>「時期変更承認の基準に合致することを示す資料」</p>	<p>様式3</p> <p>「時期変更承認の基準に合致することを示す資料」</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(ガスタービン)</p> <p>1. 運転時間</p> <p>(1) 前回定期自主検査終了時( 年 月 日)までの累積運転時間 (略)</p> <p>(2) 前回定期自主検査終了時から申請時( 年 月 日現在)までの運転時間 (略)</p> <p>(3) 前回定期自主検査終了時から次回定期自主検査開始時( 年 月 日)までの想定運転時間 (略)</p> <p>2. 起動回数</p> <p>(1) 前回定期自主検査終了時( 年 月 日)までの累積起動回数 (略)</p> <p>(2) 前回定期自主検査終了時から申請時( 年 月 日現在)までの起動回数 (略)</p> <p>(3) 前回定期自主検査終了時から次回定期自主検査開始時( 年 月 日)までの想定起動回数 (略)</p> <p>3. 前回定期自主検査以降の運転保守状況(※1)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前回定期自主検査時の補修の結果 主な補修内容を記載すること。</p> <p>(4) (略)</p>	<p style="text-align: center;">(ガスタービン)</p> <p>1. 運転時間</p> <p>(1) 前回定期事業者検査終了時( 年 月 日)までの累積運転時間 (略)</p> <p>(2) 前回定期事業者検査終了時から申請時( 年 月 日現在)までの運転時間 (略)</p> <p>(3) 前回定期事業者検査終了時から次回定期事業者検査開始時( 年 月 日)までの想定運転時間 (略)</p> <p>2. 起動回数</p> <p>(1) 前回定期事業者検査終了時( 年 月 日)までの累積起動回数 (略)</p> <p>(2) 前回定期事業者検査終了時から申請時( 年 月 日現在)までの起動回数 (略)</p> <p>(3) 前回定期事業者検査終了時から次回定期事業者検査開始時( 年 月 日)までの想定起動回数 (略)</p> <p>3. 前回定期事業者検査以降の運転保守状況(※1)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前回定期事業者検査時の補修の結果 主な補修内容を記載すること。</p> <p>(4) (略)</p>
様式 4	様式 4

改正後	改正前
<p data-bbox="241 212 1032 288">「時期変更承認の基準に合致することを示す資料」 (出力1万キロワット未満のガスタービン及び炉頂圧ガスタービン)</p> <p data-bbox="170 357 327 384">1. 運転時間</p> <p data-bbox="203 403 1075 430">(1) 前回定期自主検査終了時( 年 月 日)までの累積運転時間 (略)</p> <p data-bbox="203 499 1093 576">(2) 前回定期自主検査終了時から申請時( 年 月 日現在)までの運転時間 (略)</p> <p data-bbox="203 595 1093 671">(3) 前回定期自主検査終了時から申請時( 年 月 日)までの最長年間運転時間(※1) (略)</p> <p data-bbox="203 691 1104 767">(4) 前回定期自主検査終了時から次回定期自主検査開始時( 年 月 日)までの想定運転時間 (略)</p> <p data-bbox="203 786 1104 863">(5) 前回定期自主検査から次回定期自主検査開始時( 年 月 日)までの想定最長年間運転時間(※1) (略)</p> <p data-bbox="170 932 327 959">2. 起動回数</p> <p data-bbox="203 978 1075 1005">(1) 前回定期自主検査終了時( 年 月 日)までの累積起動回数 (略)</p> <p data-bbox="203 1074 1093 1150">(2) 前回定期自主検査終了時から申請時( 年 月 日現在)までの起動回数 (略)</p> <p data-bbox="203 1169 1093 1246">(3) 前回定期自主検査終了時から次回定期自主検査開始時( 年 月 日)までの想定起動回数 (略)</p> <p data-bbox="170 1315 748 1342">3. 前回定期自主検査以降の運転保守状況(※2)</p> <p data-bbox="203 1361 405 1388">(1)・(2) (略)</p>	<p data-bbox="1211 212 2002 288">「時期変更承認の基準に合致することを示す資料」 (出力1万キロワット未満のガスタービン及び炉頂圧ガスタービン)</p> <p data-bbox="1140 357 1296 384">1. 運転時間</p> <p data-bbox="1173 403 1980 480">(1) 前回定期事業者検査終了時( 年 月 日)までの累積運転時間 (略)</p> <p data-bbox="1173 499 2063 576">(2) 前回定期事業者検査終了時から申請時( 年 月 日現在)までの運転時間 (略)</p> <p data-bbox="1173 595 2063 671">(3) 前回定期事業者検査終了時から申請時( 年 月 日)までの最長年間運転時間(※1) (略)</p> <p data-bbox="1173 691 2033 767">(4) 前回定期事業者検査終了時から次回定期事業者検査開始時( 年 月 日)までの想定運転時間 (略)</p> <p data-bbox="1173 786 2074 863">(5) 前回定期事業者検査から次回定期事業者検査開始時( 年 月 日)までの想定最長年間運転時間(※1) (略)</p> <p data-bbox="1140 932 1296 959">2. 起動回数</p> <p data-bbox="1173 978 1980 1054">(1) 前回定期事業者検査終了時( 年 月 日)までの累積起動回数 (略)</p> <p data-bbox="1173 1074 2063 1150">(2) 前回定期事業者検査終了時から申請時( 年 月 日現在)までの起動回数 (略)</p> <p data-bbox="1173 1169 2047 1246">(3) 前回定期事業者検査終了時から次回定期事業者検査開始時( 年 月 日)までの想定起動回数 (略)</p> <p data-bbox="1140 1315 1744 1342">3. 前回定期事業者検査以降の運転保守状況(※2)</p> <p data-bbox="1173 1361 1375 1388">(1)・(2) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(3) 前回<u>定期自主検査</u>時の補修の結果        主な補修内容を記載すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>様式5</p> <p style="text-align: center;">「時期変更承認の基準に合致することを示す資料」        (運転休止の火力設備)</p> <p>1. 運転時間</p> <p>(1) 前回<u>定期自主検査</u>終了時( 年 月 日)までの累積運転時間 (略)</p> <p>(2) 前回<u>定期自主検査</u>終了時から申請時( 年 月 日現在)までの運転時間 (略)</p> <p>2. 起動回数</p> <p>(1) 前回<u>定期自主検査</u>終了時( 年 月 日)までの累積起動回数 (略)</p> <p>(2) 前回<u>定期自主検査</u>終了時から申請時( 年 月 日現在)までの起動回数 (略)</p> <p>4. 運転再開の場合の措置</p> <p><u>定期自主検査</u>を行う旨、その概要を記載する。</p> <p>別表</p>	<p>(3) 前回<u>定期事業者検査</u>時の補修の結果        主な補修内容を記載すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>様式5</p> <p style="text-align: center;">「時期変更承認の基準に合致することを示す資料」        (運転休止の火力設備)</p> <p>1. 運転時間</p> <p>(1) 前回<u>定期事業者検査</u>終了時( 年 月 日)までの累積運転時間 (略)</p> <p>(2) 前回<u>定期事業者検査</u>終了時から申請時( 年 月 日現在)までの運転時間 (略)</p> <p>2. 起動回数</p> <p>(1) 前回<u>定期事業者検査</u>終了時( 年 月 日)までの累積起動回数 (略)</p> <p>(2) 前回<u>定期事業者検査</u>終了時から申請時( 年 月 日現在)までの起動回数 (略)</p> <p>4. 運転再開の場合の措置</p> <p><u>定期事業者検査</u>を行う旨、その概要を記載する。</p> <p>別表</p>

## 改正後

## 改正前

## ボイラー設備定期点検の時期及び内容

## ボイラー設備定期点検の時期及び内容

項目	定期点検	備考	1月を超えて24月を限度とする時期の延長をする場合の追加処置
			(略)
1 ボイラー (1) 汽水胴 起動バ イパス 用フ ラッ シュタ ンクを 含む	a 汽水分離装置を必要な個数取り外した状態で、胴内部の目視点検及び胴内部溶接線の液体浸透探傷試験（以下PT検査という）を行う。ただし、管台内面溶接部が平滑化加工されている場合は汽水分離装置の取り外しは定期自主検査による検査の隔回ごとでよい。	(略)	
(2) (略)	(略)		
(3) 管奇 (A) 火炉 節炭器	a・b (略) c <u>定期自主検査</u> による検査の隔回ごとに管奇の点検を行う時に合わせて、他の管奇を含め、2本以上代表管	(略)	

項目	定期点検	備考	1月を超えて24月を限度とする時期の延長をする場合の追加処置
			(略)
1 ボイラー (1) 汽水胴 起動バ イパス 用フ ラッ シュタ ンクを 含む	a 汽水分離装置を必要な個数取り外した状態で、胴内部の目視点検及び胴内部溶接線の液体浸透探傷試験（以下PT検査という）を行う。ただし、管台内面溶接部が平滑化加工されている場合は汽水分離装置の取り外しは定期事業者検査による検査の隔回ごとでよい。	(略)	
(2) (略)	(略)		
(3) 管奇 (A) 火炉 節炭器	a・b (略) c <u>定期事業者検査</u> による検査の隔回ごとに管奇の点検を行う時に合わせて、他の管奇を含め、2本以上代表	(略)	

改正後				改正前			
	奇を選定し、内部の点検を行う。				管奇を選定し、内部の点検を行う。		
(B) (略)	(略)	(略)	(略)	(B) (略)	(略)	(略)	(略)
(4) 管 (A) 蒸発管	〔油焚、ガス焚ボイラーの場合〕 a (略) b <u>定期自主検査</u> による検査の隔回ごとに炉内バーナーレベルまで足場を組み、ゴンドラを使いあるいは、検査ロボットを使い又は、これと同等な方法により目視点検を行う。	(略)	(略)	(4) 管 (A) 蒸発管	〔油焚、ガス焚ボイラーの場合〕 a (略) b <u>定期事業者検査</u> による検査の隔回ごとに炉内バーナーレベルまで足場を組み、ゴンドラを使いあるいは、検査ロボットを使い又は、これと同等な方法により目視点検を行う。	(略)	(略)
	〔黒液燃焼ボイラーの場合〕 a (略) b <u>定期自主検査</u> による検査の隔回ごとに炉内バーナーレベルまで足場を組み、ゴンドラを使いあるいは、検査ロボットを使い又は、これと同等な方法により目視点検を行うとともに、炉内バーナーレベルまでの裸管部について肉厚測定を行う。	(略)	(略)		〔黒液燃焼ボイラーの場合〕 a (略) b <u>定期事業者検査</u> による検査の隔回ごとに炉内バーナーレベルまで足場を組み、ゴンドラを使いあるいは、検査ロボットを使い又は、これと同等な方法により目視点検を行うとともに、炉内バーナーレベルまでの裸管部について肉厚測定を行う。	(略)	(略)

改正後				改正前			
	c・d (略)				c・d (略)		
	〔油焚、ガス焚、黒液燃焼ボイラー以外の場合〕	(略)	(略)		〔油焚、ガス焚、黒液燃焼ボイラー以外の場合〕	(略)	(略)
	a (略)				a (略)		
	b 定期自主検査による検査の隔回ごとに炉内バーナーレベルまで足場を組み、ゴンドラを使いあるいは、検査ロボットを使い又は、これと同等な方法により目視点検を行う。				b 定期事業者検査による検査の隔回ごとに炉内バーナーレベルまで足場を組み、ゴンドラを使いあるいは、検査ロボットを使い又は、これと同等な方法により目視点検を行う。		
	c・d (略)				c・d (略)		
(B) (略)	(略)	(略)	(略)	(B) (略)	(略)	(略)	(略)
2 弁		(略)		2 弁		(略)	
(1) 安全弁	a (略)			(1) 安全弁	a (略)		
	b 定期自主検査による検査の隔回ごとに点検を行う時にあわせて分解し点検を行い、組み立て後、作動試験を行う。				b 定期事業者検査による検査の隔回ごとに点検を行う時にあわせて分解し点検を行い、組み立て後、作動試験を行う。		
(2) (略)	(略)			(2) (略)	(略)		
3～6 (略)	(略)	(略)		3～6 (略)	(略)	(略)	
蒸気タービン設備定期点検の時期及び内容				蒸気タービン設備定期点検の時期及び内容			
項目	定期点検	備考		項目	定期点検	備考	

改正後			改正前		
1 蒸気タービン (1) 車室	a (略) b 定期自主検査による検査の隔回ごとに低圧上半車室を取外し、隔板、ラビリンスパッキンを取り付けた状態で点検を行う時にあわせて、低圧上半車室を取り外し、隔板、ラビリンスパッキンを取り付けた状態で点検を行う。 c (略)	(略)	1 蒸気タービン (1) 車室	a (略) b 定期事業者検査による検査の隔回ごとに低圧上半車室を取外し、隔板、ラビリンスパッキンを取り付けた状態で点検を行う時にあわせて、低圧上半車室を取り外し、隔板、ラビリンスパッキンを取り付けた状態で点検を行う。 c (略)	(略)
(2)～(4) (略)	(略)	(略)	(2)～(4) (略)	(略)	(略)
2～5 (略)	(略)	(略)	2～5 (略)	(略)	(略)
※1 ガスタービン本体については、設置者が定めた適切な方法に基づいて点検を行う。			※1 ガスタービン本体については、設置者が定めた適切な方法に基づいて点検を行う。		
液化ガス設備(液化ガス用燃料設備を除く。)定期点検の時期及び内容			液化ガス設備(液化ガス用燃料設備を除く。)定期点検の時期及び内容		
項目	定期点検	備考	項目	定期点検	備考
1 気化器	(略)		1 気化器	(略)	
	開放点検 a 定期自主検査による検査の隔回ごとに安全弁を開放し点検を行う。 安全弁組立後、作動試験を行う。			開放点検 a 定期事業者検査による検査の隔回ごとに安全弁を開放し点検を行う。 安全弁組立後、作動試験を行う。	
	(略)	(略)		(略)	(略)
2 貯槽	(略)		2 貯槽	(略)	
	開放点検 a (略)	(略)		開放点検 a (略)	(略)

改正後			改正前		
	b 定期自主検査による検査の隔回ごとに安全弁を開放し点検を行う。 安全弁組立後、作動試験を行う。			b 定期事業者検査による検査の隔回ごとに安全弁を開放し点検を行う。 安全弁組立後、作動試験を行う。	
	(略)	(略)		(略)	(略)
3・4 (略)	(略)	(略)	3・4 (略)	(略)	(略)
5 ガス圧縮機	a 定期自主検査による検査の隔回ごとに分解し、点検を行うとともに、圧力、電流等によって圧縮機の異常の有無を確認できる試験を行う。	(略)	5 ガス圧縮機	a 定期事業者検査による検査の隔回ごとに分解し、点検を行うとともに、圧力、電流等によって圧縮機の異常の有無を確認できる試験を行う。	(略)

ガス化炉設備定期点検の時期及び内容

項目	定期点検	備考
1 (略)	(略)	(略)
2 蒸気発生器 (1) 胴	a 汽水分離装置を必要な個数取外した状態で、胴内部の目視点検及び胴内部溶接線のPT検査を行う。ただし、缶台内部溶接部が平滑化加工されている場合は汽水分離装置の取り外しは定期自主検査による検査の隔回ごとでよい。	(略)
(2) 管寄	a・b (略) c 定期自主検査による検査の隔回ごとに管寄の点検を行う時にあわせて、他の管寄を含め、2本以上代表	(略)

ガス化炉設備定期点検の時期及び内容

項目	定期点検	備考
1 (略)	(略)	(略)
2 蒸気発生器 (1) 胴	a 汽水分離装置を必要な個数取外した状態で、胴内部の目視点検及び胴内部溶接線のPT検査を行う。ただし、缶台内部溶接部が平滑化加工されている場合は汽水分離装置の取り外しは定期事業者検査による検査の隔回ごとでよい。	(略)
(2) 管寄	a・b (略) c 定期事業者検査による検査の隔回ごとに管寄の点検を行う時に合わせて、他の管寄を含め、2本以上代表	(略)

改正後		
	管寄を選定し、内部の点検を行う。	
(3) 管 ・ 蒸気管 ・ 過熱器 再熱器 節炭器	a (略) b <u>定期自主検査</u> による検査の隔回ごとに炉内バーナーレベルまで足場を組み、ゴンドラを使い、又はこれらと同等な方法により目視点検を行う。 c (略)	(略)
	(略)	(略)
(4) (略)	(略)	(略)
3 (略)	(略)	(略)
4 弁		
(1) (略)	(略)	
(2) 水、蒸気の通ずるもの		
(A) 安全弁	a (略) b <u>定期自主検査</u> による検査の隔回ごとに点検を行う時にあわせて分解し点検を行い、組み立て後、作動試験を行う。	(略)
(B) (略)	(略)	
5 (略)	(略)	(略)

別紙3

余寿命診断に関する指針

改正前		
	管寄を選定し、内部の点検を行う。	
(3) 管 ・ 蒸気管 ・ 過熱器 再熱器 節炭器	a (略) b <u>定期事業者検査</u> による検査の隔回ごとに炉内バーナーレベルまで足場を組み、ゴンドラを使い、又はこれらと同等な方法により目視点検を行う。 c (略)	(略)
	(略)	(略)
(4) (略)	(略)	(略)
3 (略)	(略)	(略)
4 弁		
(1) (略)	(略)	
(2) 水、蒸気の通ずるもの		
(A) 安全弁	a (略) b <u>定期事業者検査</u> による検査の隔回ごとに点検を行う時にあわせて分解し点検を行い、組み立て後、作動試験を行う。	(略)
(B) (略)	(略)	
5 (略)	(略)	(略)

別紙3

余寿命診断に関する指針

改正後	改正前
<p>ボイラー等の<u>定期自主検査</u>の時期変更に係る余寿命診断と、これに基づく検査の時期変更の適用可能期間は次のとおりとする。</p> <p>【改正履歴】</p> <p><u>令和5年3月20日</u></p>	<p>ボイラー等の<u>定期事業者検査</u>の時期変更に係る余寿命診断と、これに基づく検査の時期変更の適用可能期間は次のとおりとする。</p> <p>【改正履歴】</p> <p>(新設)</p>